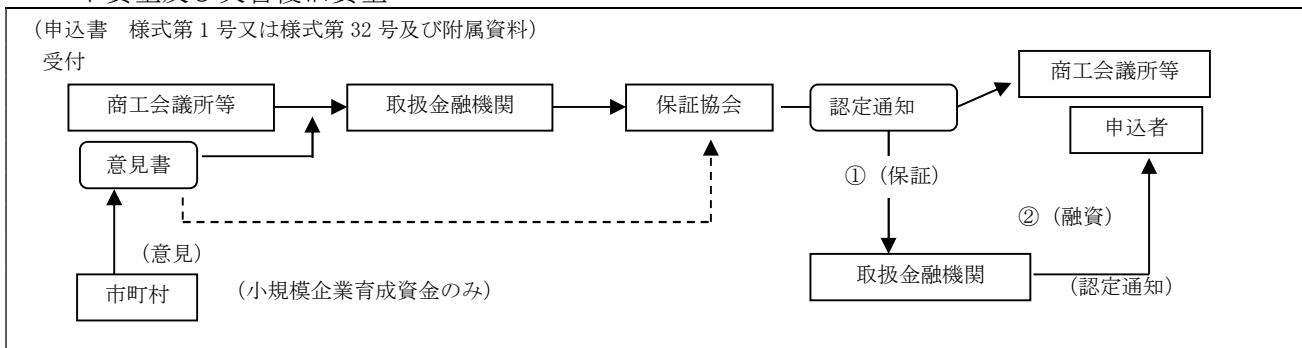


別表第1 (第1関係)

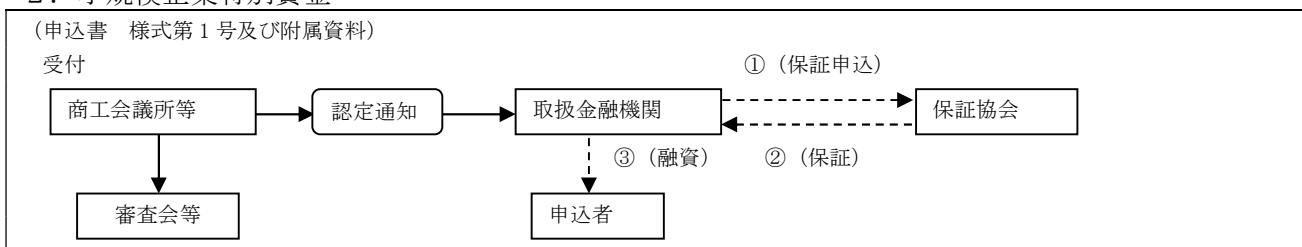
融資の申込みから融資実行までの手続一覧

- 表中、県とは、中小企業課又は西部県民センター商工観光部管内にあっては同事務所とする。
- 商工会議所等は、意見書(様式第2号)を取扱金融機関又は保証協会に1部送付する。(ただし、小規模企業特別資金は除く。)
- 商工会議所等は、小規模企業育成資金については、地元市町村の意見を聞いた上で意見書を作成する。
- 取扱金融機関は設備資金を融資する場合は、申込者から契約書等の写しを徴収し、所要額の範囲内で融資実行する。
- 再生支援資金の申込みに当たって、経営安定特別相談事業を実施する商工会議所・商工会連合会又は該当の商工会議所・商工会(以下「関係商工団体」という。)は、事前に該当の商工調停士と十分調整を行ったうえで、関係機関(県、保証協会、取扱金融機関、該当の商工調停士)による会議を、原則として融資実行希望日の2週間前までに開催する。
- 商工調停士は、推薦書(様式第18号の2)を保証協会へ1部送付する。
- 関係機会議は、関係商工団体が進行し、参加者の意見を集約して融資の可否に係る一定の方向性をまとめる。
- 商工会議所等において手数料等が必要な場合がある。

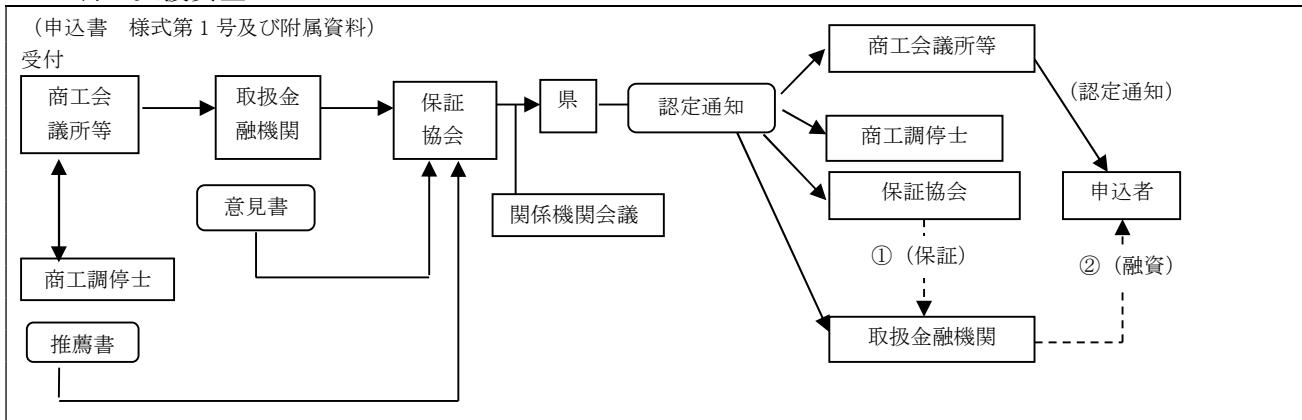
1. 一般資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、新事業展開強化資金、経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金及び災害復旧資金



2. 小規模企業特別資金



3. 再生支援資金

4. 災害対策特別資金及び経済変動等資金
資金の制定の際定める。